

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500635 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500231 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 5 月 31 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 5 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 24 年 5 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 48 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 5 月 31 日

厚生年金基金からの連絡により、請求期間に支払われた賞与が、厚生年金保険の記録に反映していないことを知った。厚生年金保険料を控除されていたことは事実なので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与台帳及び平成 24 年 5 月賞与分明細書により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料（2 万 4,618 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 5 月 31 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500758 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500232 号

第1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 53 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日に訂正し、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 53 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 53 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

A 社及び C 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

A 社に昭和 52 年 4 月 7 日に入社し、社内異動により C 社に異動したが、退職する昭和 54 年 9 月 1 日まで継続勤務していたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和 53 年 10 月 20 日に A 社を離職し、同年 10 月 21 日に C 社において資格取得していることが確認できるものの、請求者から提出された「昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票」並びに A 社において社会保険、給与事務担当だったとする者及び同社から C 社に請求者と一緒に異動したとする従業員の陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 53 年 9 月の厚生年金保険の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付した

か否かは不明と回答しているが、昭和 53 年 10 月及び同年 11 月について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和 53 年 10 月 21 日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 53 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500804 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500233 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額を 52 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金事務所からの手紙でA社における請求期間の賞与の記録がないことを知ったが、請求期間に賞与の支給を受けたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「支給控除一覧表」により、請求者は、平成 16 年 12 月 10 日に賞与額（53 万 7,000 円）に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（52 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（2 万 8,612 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「支給控除一覧表」により確認できる厚生年金保険料控除額から、52 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500720 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500080 号

第1 結論

昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学病院の勤務医で共済組合に加入している夫と昭和 60 年 6 月に結婚し、その後も銀行に勤務していたが、昭和 60 年 12 月末に退職した。その後、昭和 61 年 1 月頃に居住していた市の市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を当該出張所の窓口で納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者が請求期間当時居住していた市で作成された国民年金被保険者名簿索引票では、「新規加入 61 年度 18 次」（4 月の第 1 週を 1 次として、18 次は第 18 週目で 7 月 27 日の週）と記載されている上、オンライン記録により、請求者の国民年金被保険者資格は、昭和 61 年 4 月 1 日を第 3 号被保険者資格取得日として昭和 61 年 8 月 6 日に処理されていることが確認できることから、昭和 61 年 7 月末から同年 8 月初め頃までに払い出されたものと推認でき、請求期間は任意未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に対して、上記とは別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が所持している年金手帳の国民年金に関する記述欄に、「初めて上記被保険者となった日 昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることからも、請求期間は未加入期間とされていることが確認でき、昭和 61 年 1 月頃に居住していた市の市役所出張所で国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500702 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500234 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 48 年 6 月 21 日から昭和 49 年 4 月 1 日まで

A社で 2 年間アルバイトとして勤務した期間のうち請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る雇用契約書、アルバイト名簿及び回答並びに請求者が記憶する同僚の陳述により、請求者は昭和 48 年 6 月 25 日から A 社において臨時雇用契約者（アルバイト）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等は保有していない旨回答しており、請求者も請求期間当時の給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記アルバイト名簿において、昭和 46 年 2 月から昭和 49 年 1 月に採用されたことが確認できる 32 名のうち、請求者を含む 15 名が A 社において厚生年金保険資格を取得しているものの、うち請求者を含む 14 名の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 49 年 4 月 1 日であり、残る 1 名の資格取得年月日は昭和 50 年 3 月 1 日であることがオンライン記録により確認できることから、請求期間当時、同社では臨時雇用契約者を採用後、直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が記憶する同僚 4 名に照会したものの、請求期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することができない上、請求者は、自分が記憶する同僚以外への照会を希望していないことから、他の同僚等へ照会することができず、請求期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。